

第 38 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成 22 年 8 月 19 日（木）14:00 ～

場所 かでる 2・7 710 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 前回（第 37 回）委員会での審議結果の確認について

(2) 分野別審議について

(3) 次回（第 39 回）委員会について

(4) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料 1 道民提案等の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

資料 2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（特区提案として検討すべきもの）

資料 3 分野別審議資料

第38回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委員】

氏名	現職	備考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井上 久志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会長
河西 邦人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	
竹田 恒規	北星学園大学経済学部講師	
南部 ムクイシ しず子	光塩学園理事長	(欠席)
宮田 昌利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
湯浅 優子	農業・ファームイン経営	(欠席)

(50音順)

【事務局】

氏名	役職
斎藤 正紀	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
伊藤 徹彦	北海道総合政策部地域主権局参事

道民提案等の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分	大分類	細分類	NO	35回	36回	37回	38回
(1)	A地域医療	携帯型心電計に関する使用制限緩和	269		○	○	○
		診療看護師の制度化に向けた規制緩和	284			○	○
	C土地利用規制	農用地の活用	270		○		
	D経済振興対策	企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271		○		
		地域観光の振興	272		○	○	
	H地域振興対策	道路・河川に係る権限移譲	273		○		
		地方自治法施行令第158条における「寄付金」取り扱いの特例	274		○		○
		北海道特定活動法人制度の創設	275	○		○	
		認定NPO法人制度の認定要件	276	○			
		NPOバンク支援	277	○			
		法人税率と贈与税率の特例	278		○		
		ゴールデンウィーク特区	279		○		
		国からの権限・事務移譲	280		○		
		ポストバス	281		○	○	○
		国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	282			○	
	16件	J福祉	地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	283			○
(2)	D経済振興対策	カジノの振興	54				
		(小樽市への) カジノの設置 (誘致)	215				
		自由貿易地域指定	69				
		空港の一括管理	75				
		千歳空港のハブ空港化	221				
3件							
(3)		「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	②				
1件							

注1) **太字**は、第35回～37回検討委員会審議の結果、今後、資料等を調整の上、再度検討を行う予定のもの。

注2) 区分の(1)は「道民提案（新規）案件」、(2)は「道民提案継続審議案件」、(3)は「庁内提案継続案件」。

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案として検討すべきもの】

大分類 A 地域医療対策

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
			重複 除く							
A その他 ＜その他 >	269 携帯型心電計 に関する使用 制限緩和	<p>携帯型心電計について、ヘルパーや介護員が在宅患者等の第三者に使用できるようにする。</p> <p>その上で、保健所、医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶシステムの導入を図ることにより、心臓病の早期発見や適切な治療を行う。</p>	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 心臓の健康管理を図るため、自分で簡単に心電図測定ができる「携帯型心電計」が開発され、市販されており、この携帯型心電計で測定したデータを電話回線で送信し、測定結果が心電図となって本人に届けられるシステムも開発されている。 この「携帯型心電計」は自ら使用することを予定しているものであり、これを他者に対して使用すると、「医行為」である心電図検査にあたりと解されている。 「医行為」である心電図検査は、医師、看護師、准看護師、臨床検査技師以外の者は行うことができないとされている。 <ul style="list-style-type: none"> 医師： 医業として可能（医師法第17条） 看護師： 診療の補助として可能（保健師助産師看護師法第5条） 臨床検査技師： 厚生労働省令で定める生理学的検査として可能。（臨床検査技師等法施行規則） 高齢者介護等の現場で「医行為」にあたるか判断に疑義があった行為について、原則として「医行為ではない」と考えられるものが厚生労働省通知により示されている。（H17年7月26日厚生労働省医政局長通知） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>原則として医行為ではないと考えられるもの ～体温測定、血圧測定、軽微な傷の処置、爪切り等</p> </div> <p>（参考～過去の類似提案の検討状況）</p> <p>○介護福祉士の業務拡大（たんの吸引・経管栄養）</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案内容 在宅介護の現場において、介護福祉士が一定の要件のもとに医行為である「たんの吸引」「経管栄養」を可能にする。 審議経過 第25回～第28回検討委員会で審議。看護協会等の了解を得る必要があることなどから、一旦審議終了となった。 	心電図検査について医行為に当たらない旨の通知が国より発出されること。	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士が訪問介護等の際に携帯型心電計を使用することにより、心臓病の早期発見・治療等に役立つ可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学的知識及び技術がない者が医行為である心電図検査を行うことにより、健康被害が生じる恐れがある。 		保） 医療薬 務課	3402A
（第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）										
						論点（発言要旨）	対応方向			
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯型心電計の使用に限らず、遠隔医療など、情報通信ネットワークを活用した「医療情報ネットワーク」を構築する観点から、検討を深めていってはどうか。 ○ 医師不足や看護師不足の中で、介護職員の業務の拡大という観点で考えることも重要。 ○ 検討の方向として、①携帯型心電計の使用が医行為ではないようにする、②情報通信ネットワークを活用して地域医療を立て直す「医療特区」的なものを検討する、という方向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議論を踏まえて、①携帯型心電計の使用が医行為ではないようにする ②情報通信ネットワークを活用した地域医療（遠隔医療）での課題を探るの両面から検討を深めていく。 			
（第37回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）										
						論点（発言要旨）	対応方向			
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔診療において、在宅患者の受診を支える人的サポートが課題となっており、在宅で介護職員が行うことができる業務の拡大が求められる。 ○ 介護職員の業務拡大（たんの吸引・経管栄養）については、過去にも検討し、答申には至らなかったが、携帯型心電計の使用も含めて、あらためて検討を深めるべき。 ○ 介護職員のたんの吸引・経管栄養について、特別養護老人ホームでは可能になったが、在宅まで広げることが課題。実際に在宅でどれくらい困っているのか知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅患者に対するケアとして、介護職員が行うことができる業務の拡大について、携帯型心電計の使用も含めて、検討を深めていく。 			

大分類 D 経済振興対策

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号												
			1	重複 除く																		
D 観光振興 ＜観光客 誘致＞	272 地域観光の振 興	自然や観光資源の小さな 地域で旅行業登録をせずに 旅程のあるツアーを組んで 募集行為をすると、旅行業 法違反となることから、地 域が独自にツアーを組み、 募集し、集金することを合 法的にできるようにする。 また、レンタカーのマイ クロバスを使用しての旅客 運送ができるようにする。	1	1	<p>（地域独自のツアー）</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務（運送・宿泊サービ スの代理・媒介等をする）こと）を取り扱い、③事業として行う 者は、観光庁長官（H20.10～）又は都道府県知事の登録を受けな ければならないとされている。 旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理 者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要。 また、旅行者（消費者）の保護のため、登録後に一定額の営業 保証金の供託又は旅行業協会への分担金の納付が義務付けられ ている。 <p>○ 旅行者（募集・販売・媒介等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>登録先</th> <th>業務範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>国</td> <td>全ての旅行業務が可能</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>都道府県</td> <td>海外募集型企画旅行はできない</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>都道府県</td> <td>海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、H19年5月の法改正により、第3種旅行者について、一つの 企画旅行ごとに自らの営業所の存する市町村及び隣接する市町村の区域 内において実施される募集型企画旅行は取扱い可能となっている。</p> <p>○ 旅行者に必要な財産的基礎（基準資産額） 第1種；3,000万円、第2種；700万円、第3種；300万円</p> <p>○ 新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金（最低額） 第1種；7,000万円、第2種；1,100万円、第3種；300万円 （年間の取引の額によって異なる。）</p>	種別	登録先	業務範囲	第1種	国	全ての旅行業務が可能	第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない	第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない	旅行業法の改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域独自のきめ細かな旅行商品の企画・ 販売が容易となる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行業法は、旅行業務に関する取引の公 正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者 の利便の増進のため最低限の規制を行っ ており、その規制を緩和することは、一 般消費者の保護が損なわれるおそれがあ る。 		経） 観光局	1426D
			種別	登録先	業務範囲																	
第1種	国	全ての旅行業務が可能																				
第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない																				
第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない																				
					<p>（第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>論点（発言要旨）</th> <th>対応方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発 生したら北海道観光全体のイメージが傷つく。むしろ資 格を厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。 旅行業の資格要件は経済的基盤で定められているが、 小規模なものであれば要件緩和してもよいのではないか。 旅行業務の専門家である旅行者と、地域の宿泊業者 などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができ るようになる必要はないのではないか。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 意見が分かれたことから、本 件提案の取り扱いについては、 次回（第37回）委員会におい て決定することとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（第37回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>論点（発言要旨）</th> <th>対応方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 旅行業の資格要件である経済的基盤は、消費者保護の ための保証に見合うように設定しており、そこを緩和す ると弁済ができなくなるという問題が発生する。 観光事業者が無料送迎を行うことは、旅行業登録をし ていなくても可能。バスを仕立てた場合でも、観光客が 自らバス代を支払うのであれば可能。 旅行業法の規制緩和によって地域独自の取組が広がっ ていけるのか、もう少し効果を見極めてから検討すべき。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本件提案について、本委員会 としては、当面取り扱わないこ ととするが、関連情報の収集は 引き続き行っていく。 </td> </tr> </tbody> </table>						論点（発言要旨）	対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発 生したら北海道観光全体のイメージが傷つく。むしろ資 格を厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。 旅行業の資格要件は経済的基盤で定められているが、 小規模なものであれば要件緩和してもよいのではないか。 旅行業務の専門家である旅行者と、地域の宿泊業者 などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができ るようになる必要はないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見が分かれたことから、本 件提案の取り扱いについては、 次回（第37回）委員会におい て決定することとする。 	論点（発言要旨）	対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 旅行業の資格要件である経済的基盤は、消費者保護の ための保証に見合うように設定しており、そこを緩和す ると弁済ができなくなるという問題が発生する。 観光事業者が無料送迎を行うことは、旅行業登録をし ていなくても可能。バスを仕立てた場合でも、観光客が 自らバス代を支払うのであれば可能。 旅行業法の規制緩和によって地域独自の取組が広がっ ていけるのか、もう少し効果を見極めてから検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本件提案について、本委員会 としては、当面取り扱わないこ ととするが、関連情報の収集は 引き続き行っていく。 				
論点（発言要旨）	対応方向																					
<ul style="list-style-type: none"> 旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発 生したら北海道観光全体のイメージが傷つく。むしろ資 格を厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。 旅行業の資格要件は経済的基盤で定められているが、 小規模なものであれば要件緩和してもよいのではないか。 旅行業務の専門家である旅行者と、地域の宿泊業者 などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができ るようになる必要はないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見が分かれたことから、本 件提案の取り扱いについては、 次回（第37回）委員会におい て決定することとする。 																					
論点（発言要旨）	対応方向																					
<ul style="list-style-type: none"> 旅行業の資格要件である経済的基盤は、消費者保護の ための保証に見合うように設定しており、そこを緩和す ると弁済ができなくなるという問題が発生する。 観光事業者が無料送迎を行うことは、旅行業登録をし ていなくても可能。バスを仕立てた場合でも、観光客が 自らバス代を支払うのであれば可能。 旅行業法の規制緩和によって地域独自の取組が広がっ ていけるのか、もう少し効果を見極めてから検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 本件提案について、本委員会 としては、当面取り扱わないこ ととするが、関連情報の収集は 引き続き行っていく。 																					
					<p>（レンタカーによる旅客運送）</p> <p>有償で旅客の運送を行う場合、道路運送法第4条に基づき国土 交通大臣から一般旅客運送自動車運送業の許可を受けなければな らない。</p> <p>レンタカーを含めて、事業用自動車以外の自動車での有償旅客 運送は認められていない。</p>	道路運送法の改正（レン タカーでの有償旅客運送 を可能にする）	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低コストでの旅客運送が可能 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保がなされない。 サービスの質の低下により、利用者との トラブル増加の可能性 		総政） 地域交 通課													

大分類 H 地域振興対策

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号	
				重複 除く							
H 地方自治 の強化 ＜自治体 財政・会 計の改善 ＞	274 地方自治法 施行令第158 条における 「寄付金」取 扱いの特例 (コンビニで のふるさと納 税)	<p>コンビニエンスストアでのふるさと納税を可能にする。</p> <p>現在、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体が私人に委託できる歳入に「寄付金」が入っていないため、コンビニエンスストアでの寄付金の収納ができない。</p> <p>利用者により利便性の高いコンビニエンスストアでの収納を可能にすることで、ふるさと納税への関心を向上させる。</p>	1	1	<p>＜ふるさと納税制度＞</p> <p>平成20年4月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ5千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する「寄附金」税制が創設された。</p> <p>この制度は、全国のどこに居住している人であっても、自分が応援したい市区町村・都道府県を自由に選択して、住民税の一部を納めることができることとなっている。</p> <p>＜地方公共団体が私人に委託できる歳入＞</p> <p>普通公共団体が私人に徴収又は収納の委託することができる歳入は、地方自治法施行令第158条に制限列挙されており、「寄附金」(＝ふるさと納税)は委託できないものとなっている。</p> <p>＜構造改革特区における類似提案の状況＞</p> <p>大阪府箕面市が構造改革特区で「ふるさと納税に係る私人への公金取扱いの緩和」を提案し、平成22年2月に、国(総務省)は下記趣旨の回答を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・私人の公金取扱いについては、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合に、一定限度で取扱いを認めるもの。寄附金については、相手方が特定される歳入であり、常時徴収するものでもないことから、委託することが経済性の要件に合致しないと考える。</p> </div> <p>＜コンビニ納税＞</p> <p>平成15年度より地方自治法施行令第158条の2が新設され地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、コンビニ納税が実現。道でも平成19年度より自動車税の収納事務を道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。</p> <p>＜クレジットカードによる納付＞</p> <p>地方自治法第231条の2第6項に定められている「指定代理納付者制度」という仕組み(地方公共団体が指定したクレジットカード会社(指定代理納付者)による立替払いを認める)を活用することにより、現行法上可能となっている。</p> <p>道内においては、夕張市と小樽市がすでにインターネット上でクレジットカードによるふるさと納税の納付を受け付けている。</p>	<p>地方自治法施行令の改正 (私人に収納を委託できる事務に寄附金を追加)</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附者にとっての利便性が向上(昼夜を問わず寄附金の払い込みが可能、収納事務の取扱機関が大幅に拡大) ・ふるさと納税制度への理解・関心が高まる <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納に関する手数料やバーコード付与に関する費用などの負担が新たに発生 		総政) 地域づ くり支 援局	2401H	
(第36回提案検討委員会における分業別審議の論点整理)											
						論点(発言要旨)	対応方向				
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体も寄附金による支援を募り、地域に寄付文化を根付かせるという観点から検討すべき。 ○ 金融機関や郵便局で振り込み可能であれば、コンビニまで広げる必要性は薄いのではないかと。 ○ コンビニだけでなく、インターネット上でクレジットで寄附金が出せるようになれば良い。 ○ 費用対効果の問題はあるが、現状でできないものを可能にする仕組みをいかに作っていくかは検討できる。 ○ 寄付した人が自分の寄附金の使い道を指定できるような仕組みができれば、より良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議論を踏まえて、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。 				
<p>(参考)【コンビニ納税の仕組み】</p> <pre> graph TD Taxpayer((納税者)) -- 納税 --> ConvenienceStore[コンビニ] ConvenienceStore -- 払込み --> CollectionAgent[収納代行業者] CollectionAgent -- 納付 --> Prefecture((道庁)) Prefecture -- 手数料支払 --> CollectionAgent CollectionAgent -- 納付書送付 --> Taxpayer </pre>											

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			1	重複除く						
H 地方自治の強化＜市民活動・ボランティア活動の活性化＞	275 北海道特定活動法人制度の創設	北海道独自の法人組織を制定する。 現在の社団、財団、NPOの区分を無くし、例えば、公共性や非営利活動により、独自性や創造性に対して評価を行い、その評価点の高い法人に「北海道特定活動法人」などの認可を与え、税制、資金確保で優遇する。	1	1	<p>(新しい法人制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人については、民法第33条により「法律の規定によらなければ成立しない」とされている。 社団法人、財団法人については、公益法人改革により、登記のみで設立できる一般社団・財団法人と、そのうち公益事業を行うものとして民間有識者による委員会の意見に基づき公益性を認定された公益社団・財団法人とがある。 	<p>一般社団及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の改正</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道内の非営利活動の促進につながる可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人格が国内他地域と異なることによる民法上等の法的基盤整備が困難。 NPO法が対象とする団体の法人格の取得が困難になる。 		総政) 地域主権局	1415H
					<p>(NPO法人(特定非営利活動法人))</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、法人の要件を満たす団体として認証された法人 <p>(NPO法人に対する税制優遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人道民税については、法人税法に規定された収益事業を行っていない場合、均等割を免除。 国税については、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとし、国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対して、企業等が寄附した場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用。 					
論点(発言要旨)	対応方向									
○ 提案の趣旨は、非営利活動の独自性や創造性を評価して、優遇措置を講じてほしいという点にあり、現行の認定NPO法人制度を活用しやすいように要件緩和していくことで、提案の趣旨が実現されるものと考えられる。従って、276「認定NPO法人制度の認定要件」で検討を深めていくべき。	○ 本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととし、276「認定NPO法人制度の認定要件」について検討を深めていく。									

中分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
<小分類>										
H	276 認定NPO法人制度の認定要件	<p>認定NPO法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。</p> <p>NPO法人の大半が認定NPO法人の認定要件であるパブリックサポートテストの5分の1という時限的に緩和された基準であっても満たすことができない。これを理由として認定NPO法人制度の利用を希望しない法人が多数ある。</p> <p>認定NPO法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、NPO活動を発展させる。</p> <p>(パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。)</p>	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して、企業等が寄附をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用される。(特定非営利活動促進法第46条の2、租税特別措置法第66条の11の2) ・ 認定NPO法人制度による税制上の特例措置 <ol style="list-style-type: none"> ① 法人の寄附金に対する特例（一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入が可能） ② 個人の寄附金に対する特例（寄附金控除を適用） ③ 相続人が寄附した相続財産に対する特例（相続税の課税価格の計算に参入しない） ④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度（収益事業から収益事業以外に支出した金額を寄附金とみなし、損金算入が可能） ・ 認定NPO法人の要件 <ol style="list-style-type: none"> ① パブリックサポートテスト（PST） ～実績判定期間（過去5事業年度）の寄附金等収入金額が経常収入金額の5分の1以上を占めていること（小規模団体に対する特例あり） <p>※ 制度発足当初は3分の1以上であったが、15年から5分の1以上に緩和</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 活動対象～会員など特定の者に対する活動が全事業活動の2分の1未満であること ③ 運営組織・経理～役員のうち親族関係のある者が3分の1以下であることなど ④ 事業活動～特定非営利活動に係る事業費が総事業費を8割以上を占めることなど ⑤ 情報公開～事業報告書、役員名簿、資金に関する事項などを閲覧させることなど <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受けるための手続きは、申請書に上記の要件を満たしていることを説明する書類を添付して、所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。 ・ 道におけるNPO法人認証数1590団体（平成22年3月末現在）のうち、認定NPO法人は2団体のみ。（全国でも134法人、平成22年4月16日現在）このように認定NPO法人数が少ないのは、パブリックサポートテストなど認定要件が厳しいこと、提出書類が煩雑であること、審期間が長いことなどによるものと考えられる。 	<p>租税特別措置法の改正及び施行令の改正（認定NPO法人の要件緩和、認定権限の道への移譲など）</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や個人からNPO法人への寄附が増加し、活動促進に繋がる。 		環 道民文 化振興 課	1413H 1414H
(第35回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)										
						論点（発言要旨）		対応方向		
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定NPO法人については、事業型NPO法人が利用しやすくなるようパブリックサポートテストの認定要件を緩和してはどうか。 ○ 地域主権型社会を目指す上で、NPOを育成することは重要。 ○ NPO法人に寄附が集まりやすくして、全国に先駆けて活性化させていくことを、北海道として早く進めるべきである。 ○ 認定NPO法人は国税庁が認定している。税の優遇措置を受けられる社団法人・財団法人の公益認定は北海道の機関である公益認定等審議会で行っている。そこで、これに関連して、次の3つのポイントを提案したい。 ①認定NPO法人の認定権限を国税庁から北海道に移す ②認定基準について、北海道に裁量権を与える ③認定NPO法人の税制優遇を公益法人と同程度にする 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案があった3つのポイントに沿って、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。 		
(第37回提案検討委員会において事務局から報告)										
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府税制調査会「市民公益税制PT」の中間報告（4月8日）において、認定NPO法人に関する制度改正の方向性が示された。 <ol style="list-style-type: none"> ①認定権限 都道府県等が認定を行う仕組みを検討 ②認定基準 地方自治体が条例で指定したNPO法人を認定NPO法人に認定する仕組みの導入 ③税制優遇 みなし寄附金制度での損金算入できる割合の引き上げ など <p>国は平成23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計を進めることとしている。</p>				

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号										
				重複除く																
H	281 ポストバス (過疎地域における自動車 運送の貨客混載)	<p>自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。</p> <p>日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところには旅客を乗せることは認められていない。</p> <p>荷物と人を一緒に運ぶことができれば、過疎地での地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。具体的には、郵便輸送、宅配便、コンビニのトラック輸送等を想定。</p> <p>なお、スイスやイギリスには「ポストバス」と呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。</p>	1	1	<p>(貨客混載について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、有償で旅客輸送を行う場合は、一般旅客自動車運送事業の許可を国土交通大臣に受けなければならないとされている。(道路運送法第4条) <ul style="list-style-type: none"> ①一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス、高速バス等) ②一般貸切旅客自動車運送事業(観光バス等) ③一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー、ハイヤー等) 一方、貨物自動車運送事業者は、災害などの場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないとされている。(同法第83条) なお、一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる(他県で事例あり)(同法第82条) <p>(郵便物の輸送について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便物の輸送については、郵便物運送委託法により、専ら郵便物の運送等に使用している車両に、郵便取扱員以外のものを乗せてはならないとされている。 <p>(自家用有償旅客運送について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年、構造改革特区における特例措置として、自家用車を使用したNPO等による有償運送(福祉有償運送)及び過疎地での有償運送(過疎地有償運送)が認められ、平成16年より全国展開された。 平成18年10月、道路運送法が改正され、福祉有償運送及び過疎地有償運送が、「自家用有償旅客運送」の類型として法的に位置づけられた。(道路運送法第78条) 自家用有償旅客運送を行う者は、国土交通大臣の登録が必要とされている。(同法第79条) <ul style="list-style-type: none"> ①市町村運営有償運送(市町村が行う過疎地での住民向け運送又は要介護者や身体障害者等の運送) ②福祉有償運送(NPO等が行う要介護者や身体障害者等の運送) ③過疎地有償運送(NPO等が行う過疎地での会員向けの運送) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の登録を受けるためには、市町村等が主宰し、地域の関係者で構成する「運営協議会」の合意が必要とされている。 	<p>道路運送法の改正 (貨物自動車による有償旅客輸送を実現)</p> <p>郵便物運送委託法の改正 (郵便自動車による有償旅客輸送を実現)</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域など不採算路線における公共交通の確保が可能。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保がなされない。 貨客同時輸送が可能な新車両の導入にコストがかかる。 事業自体に対する需要が不明。(貨物事業者からの要望は無い) 		総政)地域交通課	1411H										
(第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)																				
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>論点(発言要旨)</th> <th>対応方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 郵便車や宅配便など小型の車両で旅客を運ぶことができれば、過疎地などでニーズがあるのではないかと。安全に旅客を運ぶためにいろいろと条件を整える必要があるだろうが、検討すべき。</td> <td>○ 事務局において道内の事例調査や日本郵政へのヒアリングなどを行い、次回(第37回)委員会において、本件提案の取り扱いについて決定することとする。</td> </tr> <tr> <td>○ 貨客混載については、栗山町で実証実験をしたことがあるので、そうした事例も調べるべき。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		論点(発言要旨)	対応方向	○ 郵便車や宅配便など小型の車両で旅客を運ぶことができれば、過疎地などでニーズがあるのではないかと。安全に旅客を運ぶためにいろいろと条件を整える必要があるだろうが、検討すべき。	○ 事務局において道内の事例調査や日本郵政へのヒアリングなどを行い、次回(第37回)委員会において、本件提案の取り扱いについて決定することとする。	○ 貨客混載については、栗山町で実証実験をしたことがあるので、そうした事例も調べるべき。								
論点(発言要旨)	対応方向																			
○ 郵便車や宅配便など小型の車両で旅客を運ぶことができれば、過疎地などでニーズがあるのではないかと。安全に旅客を運ぶためにいろいろと条件を整える必要があるだろうが、検討すべき。	○ 事務局において道内の事例調査や日本郵政へのヒアリングなどを行い、次回(第37回)委員会において、本件提案の取り扱いについて決定することとする。																			
○ 貨客混載については、栗山町で実証実験をしたことがあるので、そうした事例も調べるべき。																				
(第37回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)																				
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>論点(発言要旨)</th> <th>対応方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 提案の趣旨は、過疎化や高齢化が進展する中で、地域の足を確保するための新たな手法を導入しようとするもの。従来の発想にとらわれず、積極的に検討すべき。</td> <td>○ 過疎化や高齢化が進展する中で、地域の公共交通をいかに確保していくかというテーマで、検討を深めていく。</td> </tr> <tr> <td>○ 過疎地域の交通をどう維持していくかという広い視野で検討すべき。地域住民によるタクシー運行が構造改革特区で認められている例があり、このようなポストバス以外の手法についても情報収集すべき。</td> <td>○ 検討に当たって、事務局において、宅配事業者へのヒアリングや構造改革特区などの事例調査を行う。</td> </tr> <tr> <td>○ 高齢者の足の確保の問題は、過疎地に限らず都市部でもある。福祉有償運送のような会員制でなく、不特定多数を対象にした手法も探るべき。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		論点(発言要旨)	対応方向	○ 提案の趣旨は、過疎化や高齢化が進展する中で、地域の足を確保するための新たな手法を導入しようとするもの。従来の発想にとらわれず、積極的に検討すべき。	○ 過疎化や高齢化が進展する中で、地域の公共交通をいかに確保していくかというテーマで、検討を深めていく。	○ 過疎地域の交通をどう維持していくかという広い視野で検討すべき。地域住民によるタクシー運行が構造改革特区で認められている例があり、このようなポストバス以外の手法についても情報収集すべき。	○ 検討に当たって、事務局において、宅配事業者へのヒアリングや構造改革特区などの事例調査を行う。	○ 高齢者の足の確保の問題は、過疎地に限らず都市部でもある。福祉有償運送のような会員制でなく、不特定多数を対象にした手法も探るべき。						
論点(発言要旨)	対応方向																			
○ 提案の趣旨は、過疎化や高齢化が進展する中で、地域の足を確保するための新たな手法を導入しようとするもの。従来の発想にとらわれず、積極的に検討すべき。	○ 過疎化や高齢化が進展する中で、地域の公共交通をいかに確保していくかというテーマで、検討を深めていく。																			
○ 過疎地域の交通をどう維持していくかという広い視野で検討すべき。地域住民によるタクシー運行が構造改革特区で認められている例があり、このようなポストバス以外の手法についても情報収集すべき。	○ 検討に当たって、事務局において、宅配事業者へのヒアリングや構造改革特区などの事例調査を行う。																			
○ 高齢者の足の確保の問題は、過疎地に限らず都市部でもある。福祉有償運送のような会員制でなく、不特定多数を対象にした手法も探るべき。																				

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
			1	重複 除く						
H 地域活性化<その他>	282 国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	国庫補助を受けた公共施設を他用途に転用すると補助金を返還させられることから、少子高齢化等当初予想できなかった情勢の変動によるものについては、補助金返還に係る適用除外の措置を設ける。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助を受けた施設の転用などに関しては、補助金等適正化法により、各省庁の承認を受けることとしており、その特例として、政令により、各省庁が交付目的や耐用年数等を勘案して定める期間を経過した場合は、この限りではないとしている。 しかし、各省庁において取扱いにばらつきがあったり、用途や相手先が強く制限されているなど、改善を求める声が地方から強く上がっていた。 地方分権改革推進委員会が平成20年5月に提出した第1次勧告を受けて、国は、政府の対処方針である地方分権改革推進要綱（平成20年6月決定）において次のとおり定め、各省庁において、補助対象財産の処分の承認基準の見直しを行った。 	補助金等適正化法及び施行令を改正（財産処分の要件の緩和）	【メリット】 ・ 地方自治体の判断により、情勢変化に即応して、公共財産の有効活用が図られる。 【デメリット】 ・ 当初の設置目的に関わらず、安易な転用や譲渡が可能となり、国の補助金の無駄使いや自治体側の財政規律に緩みにつながるおそれがある。		総政） 地域主 権局	1406H 4401H
					<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10年を経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、有償譲渡の場合を除き、国庫納付も求めない。</p> <p>(10年を経過した補助対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年を経過した補助対象施設については、転用・譲渡等が可能であり、有償譲渡の場合を除き、補助金返還も求められない。 <p>(10年未満である補助対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年未満である補助対象施設であっても、以下の場合は、転用・譲渡等が可能であり、有償譲渡の場合を除き、補助金返還も求められない。 <p>①市町村合併に伴う財産処分</p> <p>②地域再生法に基づいて市町村が策定する「地域再生計画」に、支援措置として「補助対象施設の有効活用」を登載し、内閣総理大臣の認定を受けたもの（道内52市町村で地域再生計画が認定。うち16市町村で「補助対象施設の有効活用」を登載。）</p> <p>(有償譲渡又は有償貸付の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償譲渡又は有償貸付の場合は、残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）に応じた補助金相当額を国庫に納付することが求められる。 <p>(※ 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（H20年4月30日総官会第790号）、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日会発第0417001号）、文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（平成20年6月16日20文科会第189号）など）</p>					
						論点（発言要旨）		対応方向		
						○ 10年未満の補助対象施設でも、すでに、地域再生計画を策定したら補助金返還なしに転用可能となっており、これ以上の緩和はモラルハザードになってしまうのではないか。	○ 基本的に現行制度で対応可能であり、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。			

大分類 J 福祉

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号				
			1	重複 除く										
J 福祉 ＜福祉＞	283 地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	<p>単年度で失効する地域通貨により社会福祉における給付を実施する。</p> <p>現行の社会福祉における給付の問題点としては、法定通貨でサービス事業者に支払われるため、道外に資金流出する。地域通貨で給付することで、資金の流れを把握することができ、効果的な資金配分が可能となる。</p>	1	1	<p>（地域通貨について）</p> <p>地域通貨は、特定の地域コミュニティの中で流通する価値媒体であり、ボランティアや地域活動などの価値を「可視化」して、そうした価値の流通や交換を促進する効果があるとされている。</p>		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域経済の活性化に寄与する可能性 		総政） 地域主 権局	3407J				
					<p>（社会福祉に係る各種給付制度については、関係法令に基づき、各種サービスや医療が法定給付として行われているところであるが、ここでは生活保護制度について、事実関係等を整理する。）</p> <p>生活保護制度の保護のうち、生活扶助や住宅扶助などは法定通貨による金銭給付を原則とし、医療扶助と介護扶助は医療機関等に委託して行う現物給付を原則としている。</p> <p>生活保護法 第31条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（以下略） 第33条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（以下略） 第34条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。（以下略） 第34条の2 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。（以下略）</p>	<p>生活保護法等の改正 （地域通貨による給付を可能にする）</p>	<p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者側のメリットがない。（地域内、道内での使用に限られた地域通貨は、生活保護受給者に対して、必要以上の行動制限を行うことにはないかと考えられる。） （単年度で失効する地域通貨とした場合、年度末に給付された地域通貨の使用について不安がある。） （事業実施主体である道や市が地域通貨で支払うためには、サービスなどを行う各事業者からの承諾を得なければならない。） 	保） 総務課						
<p>（第37回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">論 点 （ 発 言 要 旨 ）</th> <th style="width: 50%;">対 応 方 向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 地域通貨はまだ制度として根付いていない中で、社会福祉に係る給付に使用するのは無理がある。使用制限がかかると、基本的人権の制限にもつながる。</td> <td>○ 本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。</td> </tr> </tbody> </table>											論 点 （ 発 言 要 旨 ）	対 応 方 向	○ 地域通貨はまだ制度として根付いていない中で、社会福祉に係る給付に使用するのは無理がある。使用制限がかかると、基本的人権の制限にもつながる。	○ 本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。
論 点 （ 発 言 要 旨 ）	対 応 方 向													
○ 地域通貨はまだ制度として根付いていない中で、社会福祉に係る給付に使用するのは無理がある。使用制限がかかると、基本的人権の制限にもつながる。	○ 本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。													

【追加】

大分類 A 地域医療対策

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複	除く						
A その他 ＜その他＞	284 診療看護師の 制度化に向け の規制緩和	<p>「診療看護師」(大学院の看護福祉学研究科博士課程(看護学専攻)のナースプラクティショナー養成コースを修了し、プライマリ・ケアに関する専門知識・技術を有すると教育機関での最終試験で認められた者)が下記の行為を行うことができるようにする。</p> <p>①緊急性が低く、突発的な症状を呈している患者に対し、医学的診断・治療を行う</p> <p>②症状の安定している慢性疾患患者に対し医学的診断・治療を行い、継続的医療を提供する</p> <p>③予防接種実施の判断を行い、患者に副反応を説明し同意を得る</p> <p>④輸液療法実施に関する判断を行い、実施に必要なカテーテルの挿入を行う</p> <p>⑤がん検診を実施し、その結果を検診受診者に説明する</p> <p>⑥排尿障害を持つ患者に対して、医学的診断・内科的治療を行う</p> <p>⑦在宅等で療養中の胃瘻造設している患者のカテーテル交換</p> <p>⑧在宅で終末期ケアを行ってきた成人・高齢者に対して死亡を確認する</p>	1	1	<p>①看護師の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師とは、「療養上の世話」又は「診療の補助」を行うことを業とする者(保助看法第5条)。 「診療の補助」とは、比較的軽微な医療行為の一部について補助するもので、採血、静脈注射、点滴、医療機器の操作など多岐にわたるが、保助看法第37条の規定により、医師の指示なしに診療の補助を行うことはできない(ただし臨時応急の手当てを除く)。 医行為は、医師でなければしてはならない。(医師法第17条) <p>②「診療看護師」を巡る動き</p> <ul style="list-style-type: none"> アメリカでは通常の看護師とは別に、診療看護師(ナースプラクティショナー)を州政府が認定しており、医師の指示を受けずに診療や薬の処方などの医療行為を実施し、地域医療を担っている。 我が国でも道内の北海道医療大学大学院、道外などで診療看護師の養成コースが開設している。(しかし、現在の法制度では一般的な看護師のままとなる。) <p>③看護師の役割拡大に向けた動き</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚労省では、チーム医療を推進するため、日本の実情に即した医師と看護師等との協働・連携の在り方等について検討を行うことを目的に有識者による「チーム医療の推進に関する検討会」を設置し、平成22年3月に報告書を取りまとめた。 この報告書では、 <ul style="list-style-type: none"> * 看護師については、診療・治療等に関する業務で幅広い業務を担い得ることや一定の分野に関する専門的な能力を備えた看護師が急速に育成されつつあることを背景に看護師の実施可能な行為を拡大すべき。 * 具体的には、新たな枠組みとして、「診療の補助」に含まれないと理解されてきた一定の医行為を医師の指示を受けて実施できる特定看護師(仮称)の検討をすべき。 * しかし、医師の指示を受けずに診療行為を行う「診療看護師」については、慎重な検討が必要とされたところ。 	<p>・保健師助産師看護師法の改正 (「診療看護師」の資格や行為範囲等の規定の追加)</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学的知識に基づいた的確な判断のもと診療の補助を行うことにより、医師の業務が緩和される可能性がある。 医師が不在あるいは、医師が到着するまでの間、医学的知識に基づき、的確な判断を行うことで、比較的早期に症状の緩和をはかることが可能となる。(概要①⑥⑦⑧の場合) <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療事故が起きた際の責任の所在が曖昧。 適切な医学的診断が必要となることから医学の進歩にあわせた質の維持向上のため研修体制の整備が求められる。 医療事故への対応や診療報酬制度の問題等から、全国一律の法的整備が望ましい。 		保) 地域医 師確保 推進室	
(第37回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)										
						論点(発言要旨)	対応方向			
						○ 構造改革特区と同じ内容を道州制特区で提案していくことになるのか。 一国の検討状況を見据えながら、問題点を含めて、道州制特区としてさらに提案すべき事項がないか検討していくこととなると考えられる。	○ 国の検討状況を見据えて、関係者の意見を聞くなどしながら、さらに検討を深めていく。			
						○ ⑧死亡の確認は、医師でなければいけないだろう。				

	<p>⑨ナースプラクティショナー 養成コース履修中の学生が 医学的診断・治療（薬物療 法を含む）・処置を実習とし て実施</p>	<p>（参考～構造改革特区提案における国の回答状況）</p> <p>なお、本提案者は同様の内容で国に対して構造改革特区提案 を提出し、平成22年4月30日に、提案に対して厚生労働省 が下記趣旨の回答を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師が「診療の補助」で実施できる範囲を拡大する方向性 が明確化されるとともに、専門的な臨床実践能力を有する看護 師が従来より幅広い医行為を医師の指示を受けて実施できる新 たな枠組み（特定看護師（仮称）制度）を構築すべきと国の「チ ーム医療の推進に関する検討会」が提言。 ・ 今年度、この提言を具体化するために、実態調査やモデル事 業を実施しながら検討を進める予定であり、<u>本提案も勸案して まいりたい。</u> ・ なお、概要⑧の死亡確認については、医師の医学的判断及び 技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼす行為であり、 看護師のみで当該行為を実施することは認められない。 	
--	--	---	--

分野別審議資料

- 診療看護師の制度化に向けた規制緩和 ----- 1
 - 携帯型心電計に関する使用制限緩和 ----- 3 1
 - 地方自治法施行令における「寄附金」取扱いの特例 ----- 5 5
 - ポストバス ----- 6 6
- (報告)
- 改正貸金業法に関する内閣府令の改正の概要 (NPO バンク関連)
----- 8 2

診療看護師の制度化に向けての規制緩和

1 現行制度について

■保健師助産師看護師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百三号）

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業を行うことができる。

第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をし、その他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

■医師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百一号）

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

（医行為とは）

- ・ 医業とは「当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするものでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思を持って行うこと」と解されている。

2 診療看護師（ナースプラクティショナー）（仮称）について

厚生労働省の有識者会議である「チーム医療の推進に関する検討会」の中で、医師の指示を受けずに医療行為を実施することから、一般的な看護師や特定看護師（仮称）とは異なる性格を有しており、導入必要性も含め基本的な論点について慎重な検討が必要とされている。

今回提案のあった、診療看護師（ナースプラクティショナー）の概要は下記のとおり。

資格要件：大学院などのナースプラクティショナー養成カリキュラムを修了し、プライマリ・ケアに関する専門知識・技術を有すると教育機関での最終試験で認められたもの。

行為の範囲：医学的診断や治療を行う行為については、医師と協働してプロトコール（現在のエビデンスを基に、ガイドライン等を用いて、予め医師と協働して作成した治療指針を書面を作成したもの）を作成し、プロトコール内で診断や治療を行うことができる。
また、患者の病状が想定外に変化した場合、診療行為の中で疑義が生じた場合、診療看護師自ら判断することが難しい場合等は、直ちに医師に報告し、指示を受ける。

3 特定看護師（仮称）について

厚生労働省の有識者会議である「チーム医療の推進に関する検討会」が提言。
一般的に「診療の補助」に含まれないものと理解されてきた一定の医行為を医師の指示を受けて実施する。なお、ここでの一定の医行為とは具体的には下記のとおり。

◆ 検査等

- ・ 患者の重症度の評価や治療の効果判定等のための身体所見の把握や検査
- ・ 動脈血ガス測定のための採血など、侵襲性の高い検査の実施
- ・ エコー、胸部単純X線撮影、CT、MRI等の実施時期の判断、読影の補助等（エコーについては実施を含む。）
- ・ IVR時の造影剤の投与、カテーテル挿入時の介助、検査中・検査後の患者管理等

◆ 処置

- ・ 人工呼吸器装着中の患者のウイニング、気管挿管、抜管等
- ・ 創部ドレーンの抜去等
- ・ 縫合等の創傷処置
- ・ 褥瘡の壊死組織のデブリードマン等

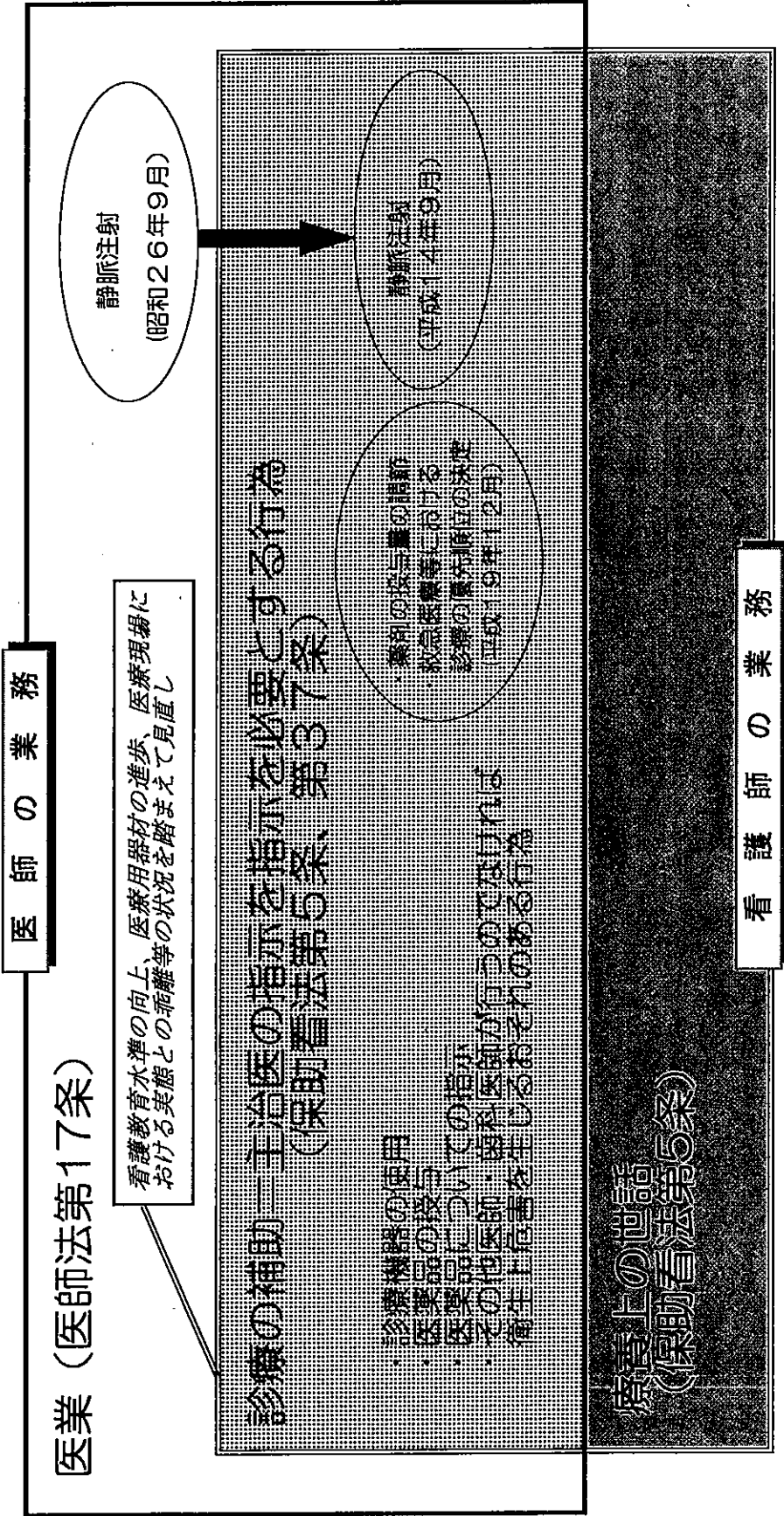
◆ 患者の状態に応じた薬剤の選択・使用

- ・ 疼痛、発熱、脱水、便秘異常、不眠等への対症療法
- ・ 副作用出現時や症状改善時の薬剤変更・中止

また、「チーム医療の推進に関する検討会」の報告書において提言のあった具体的方策の実現に向けた検討を行うため、厚労省では、5月12日に「チーム医療推進会議」の初会合を開き、この中で同省は看護師の医行為に関する看護業務実態調査を実施し、8月までに結果をとりまとめるほか、特定看護師等に係るモデル事業を実施する予定としている。

看護師の業務範囲に関する法的整理

(平成21年10月5日第2回「チーム医療の推進に関する検討会」における事務局提出資料より)



初期診療 看護師も

医師の指示受けず薬の処方など

道内初 道医療大、養成へ

診療や薬の処方など一部の医療行為ができる看護師の養成に、北海道医療大学（当別町）が乗り出す。道内は深刻な医師不足が続くが、看護師が地域で初期診療を担うことでその影響を小さくしたり、看護師自身の選択の幅を広げたりするのが狙い。看護師の医療行為は、現状では医師法などで認められていないため、一部の医療行為ができるよう規制緩和した特区での取り組みも視野に入れる。

（小林舞子）

国・道に特区を提案

こうした看護師はナースプラクティショナー（NP）と呼ばれる。高度な専門知識や技術を持つ看護師として、米国では通常の看護師とは別に国家資格で認められている。医師の指示を受けずに、診療や薬の処方な

どの医療行為を実施している。米国でNPとして経験の長い同大看護福祉学部の塚本容子准教授によると、米国では医師のいないへき地の診療所での初期診療や、比較的容体の安定した患者の診療、処置

北の医療

などに携わっているという。国内では現在、大学院を修了して高度な専門性を身につけた「専門看護師」や、所定の研修を積んだ「認定看護師」の資格を、日本看護協会が与えている。NPについては、2009年度までに大分県立看護科学大などが、大学が将来的な資格化を目指す養成コースを設けているが、道内では初めてだ。

北海道医療大では、大学院の専門看護師教育課程の中に、NP養成のための2年間のカリキュラムを盛り込む。夕張市の市立診療所などの協力を得て、医師のもとで地域医療の実習を積みほか、基礎医学や薬理学なども学ぶ。今年21日に試験を行って1期生の5人を選び、今月末から本格的に養成を始める。

NPをめぐるのは、厚生労働省の検討会が2月、医師不足の解消や医療の質を上げるため、医師の指示のもとで従来より高度な医療行為ができる「特定看護師（仮称）」の導入に大筋で合意。今年度からモデル事業を始め、検証・評価した上で、医師の指示を受けず医療行為をするNPの資格化などを検討するとしていた。一方、NPの導入には、日本医師会が慎重な検討が必要との見解を示している。

同大の野川道子・看護福祉学部長は「地域医療の現場で、看護師が責任を持って判断できることが少しでも増えれば、地域住民の利益につながる。現行の医療システムの打開策になる」と期待を込める。規制緩和でのNP導入をめざし、同大は3月末、道内閣府に特区提案した。

22.4.16(金) 朝日新聞

チーム医療の推進について

(チーム医療の推進に関する検討会 報告書)

平成22年3月19日

厚生労働省

はじめに

本検討会は、平成21年8月に、「チーム医療を推進するため、日本の実情に即した医師と看護師等との協働・連携の在り方等について検討を行う」ことを目的に発足した。以来、11回にわたり、関係者からのヒアリングを行いつつ、検討を重ねてきたが、今般、その結果を報告書としてまとめるに至った。今後、厚生労働省を始めとする関係者がチーム医療を推進していく上で、本報告書を参考とすることを強く期待したい。

1. 基本的な考え方

- チーム医療とは、「医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること」と一般的に理解されている。
- 質が高く、安心・安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化・複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されるなど、医療の在り方が根本的に問われる今日、「チーム医療」は、我が国の医療の在り方を変え得るキーワードとして注目を集めている。
- また、各医療スタッフの知識・技術の高度化への取組や、ガイドライン・プロトコル等を活用した治療の標準化の浸透などが、チーム医療を進める上での基盤となり、様々な医療現場でチーム医療の実践が始まっている。
- 患者・家族とともにより質の高い医療を実現するためには、1人1人の医療スタッフの専門性を高め、その専門性に委ねつつも、これをチーム医療を通して再統合していく、といった発想の転換が必要である。
- チーム医療がもたらす具体的な効果としては、①疾病の早期発見・回復促進・重症化予防など医療・生活の質の向上、②医療の効率性の向上による医療従事者の負担の軽減、③医療の標準化・組織化を通じた医療安全の向上、等が期待される。
- 今後、チーム医療を推進するためには、①各医療スタッフの専門性の向上、②各医療スタッフの役割の拡大、③医療スタッフ間の連携・補完の推進、といった方向を基本として、関係者がそれぞれの立場で様々な取組を進め、これを全国に普及させていく必要がある。
- なお、チーム医療を進めた結果、一部の医療スタッフに負担が集中したり、安全性が損なわれたりすることのないよう注意が必要である。また、我が国の医療の在り方を変えていくためには、医療現場におけるチーム医療の推進のほか、医療機関間の役割分担・連携の推進、必要な医療スタッフの確保、

いわゆる総合医を含む専門医制度の確立、さらには医療と介護の連携等といった方向での努力をあわせて重ねていくことが不可欠である。

2. 看護師の役割の拡大

(1) 基本方針

- 看護師については、あらゆる医療現場において、診察・治療等に関連する業務から患者の療養生活の支援に至るまで幅広い業務を担い得ることから、いわば「チーム医療のキーパーソン」として患者や医師その他の医療スタッフから寄せられる期待は大きい。
- 一方で、近年、看護教育の実態は大きく変化しており、大学における看護師養成が急増するなど教育水準が全体的に高まるとともに、水準の高い看護ケアを提供し得る看護師（(社)日本看護協会が認定を実施している専門看護師・認定看護師等）の増加、看護系大学院の整備の拡大等により、一定の分野に関する専門的な能力を備えた看護師が急速に育成されつつある。
- このような状況を踏まえ、チーム医療の推進に資するよう看護師の役割を拡大するためには、他の医療スタッフと十分な連携を図るなど、安全性の確保に十分留意しつつ、一人一人の看護師の能力・経験の差や行為の難易度等に応じ、
 - ① 看護師が自律的に判断できる機会を拡大するとともに、
 - ② 看護師が実施し得る行為の範囲を拡大するとの方針により、その能力を最大限に発揮できるような環境を用意する必要がある。

(2) 「包括的指示」の積極的な活用

- 保健師助産師看護師法（以下「保助看法」という。）第37条に規定する医師から看護師への「指示」については、看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるよう、患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為を一括して指示すること（包括的指示）も可能であると解されているが、「包括的指示」が成立するための具体的な要件はこれまで明確にされていない。
- 今後、看護師が自律的に判断できる機会を拡大するためには、看護師の能力等に応じ、医師の「包括的指示」を積極的に活用することが不可欠であることから、この際、「包括的指示」が十全に成立するための要件を、例えば以下のように明確化すべきである。
 - ① 対応可能な患者の範囲が明確にされていること
 - ② 対応可能な病態の変化の範囲が明確にされていること

